

昭和六十一年運輸省令第二十号

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に
関する法律施行規則

（事業の認可の申請）

会社に関する法律（以下「法」という。）第一
条第三項に規定する会社（以下「会社」）は、

（第三項は規定する会社（以下「会社」といふ。）は、同項の規定により事業を営むことの

認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなけ

ればならない。

二 営もうとする事業の開始の時期

三 その事業を営もうとする理由
前項の規定により国土交通大臣に提出すべき

申請書は、会社の本店の所在地を管轄する地方
重複局長に提出して提出せばよくな。

道軒局長を経由して提出したければならない。(新株を引き受ける者の募集の認可の申請)

第二条 会社は、法第五条第一項の規定により新株を引き受けける者の募集の認可を受けようとする

るときは、次に掲げる事項を記載した申請書に
所末二行を受ける者の署名にて開一の文書を又

新株を引き受けける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通

大臣に提出しなければならない。

二 募集株式の払込金額（募集株式一株と引換 二三ムハヽヽヽ金錢又は合計一ム金錢ムトの付

えに拵い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下同じ。）又はその算定方

三 法 金銭以外の財産を出資の目的とするとき

は、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四 募集株式と引換えにする金錢の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

六 株主に募集株式の割当てを受ける権利を与

えようとするときは、その旨及び当該募集株式の引受けの申込みの期日

七 特に有利な募集株式の払込金額により新株を引き受ける者の募集をしようとするときは、その理由

八 新株を引き受けける者の募集の方法
九 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所
十 新株を引き受けける者の募集により取得する金額の用途

（募集新株予約権を引き受けける者の募集の認可の申請）

第二条の二 会社は、法第五条第一項の規定によつて募集新株予約権を引き受けける者の募集の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に募集新株予約権を引き受けける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 募集新株予約権の内容及び數
二 募集新株予約権と引換えに金錢の払込みを要しないこととする場合には、その旨
三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額（募集新株予約権一個と引換えに払い込む金錢の額をいう。以下同じ。）又はその算定方法
四 募集新株予約権を割り当てる日
五 募集新株予約権と引換えにする金錢の払込みの期日を定めるときは、その期日
六 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、次に掲げる事項
イ 新株予約権付社債の総額及び各新株予約権付社債の金額
ロ 新株予約権付社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件
七 前号に規定する場合において、会社法（平成十七年法律第八十六号）第一百十八条第一項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八第一条の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め
八 株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えるとするとときは、その旨及び当該募集新株予約権の引受けの申込みの期日
九 特に有利な条件又は募集新株予約権の払込金額により募集新株予約権を引き受けれる者の募集をしようとするときは、その理由
十 募集新株予約権を引き受けれる者の募集の方法
十一 新株予約権の行使に際して金錢の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

理由
（募集社債を引き受ける者の募集の認可の申請）
第三条 会社は、法第五条第一項の規定により募集社債（募集新株予約権付社債を除く。以下同じ。）を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に募集社債を引き受ける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。
一 募集社債の総額及び各募集社債の金額
二 募集社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件
三 募集社債を引き受ける者の募集の理由
四 募集社債を引き受ける者の募集により取得する金額の使途
五 募集社債を引き受ける者の募集の方法
（株式交換又は株式交付に際しての株式の発行の認可の申請）
第三条の二 会社は、法第五条第一項の規定により株式交換に際しての株式の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての株式の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。
一 株式交換をする株式会社（以下「株式交換完全子会社」という。）の商号及び住所
二 株式交換に際して発行しようとする株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項
三 株式交換完全子会社の株主（会社を除く。以下同じ。）に対する株式の割当てに関する事項
四 株式交換がその効力を生ずる日
五 株式交換に際して株式を発行しようとする理由
会社は、法第五条第一項の規定により株式交付に際しての株式の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交付に際しての株式の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。
一 会社が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社（以下「株式交付子会社」という。）の商号及び住所

三 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する株式の割当てに関する事項

四 株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する。）を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容（当該新株予約権等の対価の全部又は一部として株式を交付する場合に限る。次号において同じ。）

五 前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の会社の株式の割当てに関する事項

六 株式交付がその効力を生ずる日

七 株式交付に際して株式を発行しようとする理由

（株式交換又は株式交付に際しての新株予約権の発行の認可の申請）

第三条の三 会社は、法第五条第一項の規定により株式交換に際しての新株予約権の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての新株予約権の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 株式交換完全子会社の商号及び住所

二 株式交換に際して発行しようとする新株予約権の内容及び数又はその算定方法

三 株式交換に際して発行しようとする新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

四 株式交換完全子会社の株主に対する新株予約権の割当てに関する事項

五 株式交換に際して株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項

イ 会社の新株予約権の交付を受ける株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者

の有する新株予約権（以下「株式交換契約新株予約権」という。）の内容

口 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

六 前号に規定する場合には、株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対する同号の会社の新株予約権の割当てに関する事項

七 株式交換がその効力を生ずる日

八 株式交換に際して新株予約権を発行しようとする理由

九 会社は、法第五条第一項の規定により株式交付に際しての新株予約権の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交付に際しての新株予約権の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 株式交付子会社の商号及び住所

二 株式交付に際して発行しようとする新株予約権の内容及び数又はその算定方法

三 株式交付に際して発行しようとする新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

四 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する新株予約権の割当てに関する事項

五 株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて当該会社の新株予約権等を譲り受けけるときは、当該新株予約権等の内容（当該新株予約権等の対価の全部又は一部として新株予約権を交付する場合に限る。次号において同じ。）

六 前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の会社の新株予約権の割当てに関する事項

七 株式交付がその効力を生ずる日

八 株式交付に際して新株予約権を発行しようとする理由

（株式交換又は株式交付に際しての社債の発行の認可の申請）

第三条の四 会社は、法第五条第一項の規定により株式交換に際しての社債（新株予約権付社債を除く。以下同じ。）の発行の認可を受けようとする理由

とするときは、次の事項を記載した申請書に株

四 新株予約権の行使により株式を発行した日

を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の事業計画は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。

一 事業運営の基本方針

二 鉄道の輸送量の見通し及び列車の運行量を明らかにした鉄道輸送に関する計画

三 鉄道施設の整備に関する計画

3 四 その他事業の運営に関する計画
会社は、法第七条後段の規定により事業計画

の変更の認可を受けようとするときは、変更し

ようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

この場合において、当該変更が第一項の規定に

より当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は收支予算書の変更を伴うと

きは、当該変更後の当該書類を添えなければな

（重要な財産）

第七条 法第八条の国土交通省令で定める重要な

財産は、次に掲げる財産とする。

金額が三億円以上のもの（次号に掲げるものを除く）

二 除く。 日本国有鉄道改革法 (昭和六十一年法律第

八十七号) 第二十二条の規定により日本国有

鉄道から承継した土地又は建物であつて、その価格が三億円以上のもの又はその面積若し

くは延べ面積が三千平方メートル以上のもの

(重要な財産の譲渡等の認可の申請)
第八条 会社は、法第八条の規定により重要な材

第八条 会社は、法律第八条の規定により重要な財産の譲渡の認可を受けようとするときは、次に

掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

譲渡しようとする財産の内容

三二 謙渡の相手方の氏名又は名称及び住所
所有権以外の権利の目的どなつて、あるとき

三 所有権以外の権利の目的が何であるかは、その権利の種類

五四　對価の額　^{付画の受取の時期及び方法その他の讓度の}

五 好きの受領の時其及び不満の他の諸次の条件

六 謙譲の理由

会社は、法律ノ条の規定により重要な財産を
担保に供することの認可を受けようとするとき

は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一 担保に供しようとする財産の内容

